

Regular/Intensive

レギュラー・速修コース

基本テキスト

国 税 徴 収 法

NATIONAL COLLECT TAX



TEXT

1

TAC 税理士講座

 **TAC**

国税徴収法 レギュラー・速修コース 基本テキストNo.1 コントロールタワー

回数 教材	学 習 内 容	基本 テキスト	ト レ ー ニ ング	理 論 マ ス ター
第 1 回	財産の調査 質問及び検査 搜索	P. 17 〃 P. 30	問題 1 〃 問題11	3-18
第 2 回	財産の差押え 滞納処分による差押えの要件等 差押換えの請求 各種財産の共通的な差押手続	P. 33 〃 P. 60	問題12 〃 問題23	3-1 3-2 3-3 3-5
第 3 回	財産の差押え 各種財産の差押手続（その1）	P. 63 〃 P. 94	問題24 〃 問題31	3-6 〃 3-13
第 4 回	実力テスト 財産の差押え 各種財産の差押手続（その2） 差押えの解除	P. 97 〃 P. 110	問題32 〃 問題33	3-15
第 5 回	財産の差押え 差押えの一般的効力 交付要求 交付要求 参加差押え	P. 113 〃 P. 122 〃 P. 138	問題34 問題35 〃 問題43	3-14 3-16 3-17
第 6 回	換価及び配当 財産の換価及び配当	P. 141 〃 P. 166	問題44 〃 問題56	4-1 〃 4-3
第 7 回	国税と他の債権との調整 国税の一般的優先の原則 国税及び地方税の優先 留置権の優先 不動産保存の先取特権等の優先 法定納期限等以前にある不動産賃貸の先取特権等の優先 質権又は抵当権の優先	P. 169 〃 〃 P. 196	問題57 〃 〃 問題69	1-1 1-2 1-3 1-4 1-5 1-6
第 8 回	実力テスト 国税と他の債権との調整 担保権付財産が譲渡された場合の国税の徴収	P. 199 〃 P. 204	問題70 〃 問題71	1-7
民 法	1 時効 2 担保物権 3 留置権 4 先取特権 5 質権 6 抵当権 7 相続 8 借地権 9 担保のための仮登記 10 譲渡担保 11 不動産登記法 12 詐害行為取消権	P. 207 〃 P. 245		

テキスト

< 今回の学習内容 >

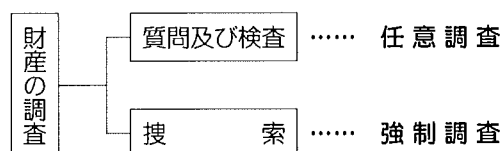
第1回講義 使用ページ
p. 17~30

テーマ 1 財産の調査

理論：重要度 ★★

徴収職員が滞納処分を執行するときは、①滞納処分の対象となる財産の発見、②第二次納税義務を課す場合の徴収不足の判定、③保証人の資力調査等徴収の手続きを進める為、④滞納者が所有している財産が価額、換価性等において差し押さえることが適当であるかどうかについて調査する必要がある。

そこで、徴収職員には、財産の調査をする為、一定の要件をもとに質問・検査及び搜索の権限が与えられている。



学習のポイント

1. 財産の調査は、滞納処分の前提手続であることを理解する。
2. 「質問・検査」及び「搜索」のそれぞれの性格を理解する。
3. 「搜索」の手続きの流れを把握する。
4. 「質問・検査」及び「搜索」の相違点を把握する。

1-1 質問及び検査

■ 質問及び検査

質問及び検査は、任意調査として位置づけられ、相手方がこれを拒否、妨害等をした場合には、実施することができない。しかし、①徴収職員の質問に対して答弁せず又は偽りの陳述をした場合、②徴収職員の検査を拒否等をした場合には、罰則が規定されている。

1 質問及び検査（法141）

徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に対し質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類（電磁的記録によるものを含む）を検査することができる。

- ① 滞納者
- ② 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者
- ③ 滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者
- ④ 滞納者が株主又は出資者である法人

イ 「滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるとき」とは、滞納処分のため、滞納者の財産の有無、所在等を明らかにするため、滞納者の財産の有無、所在、種類、価額、利用状況、第三者の権利の有無等（以下「財産の状況等」という。）を明らかにするため調査する必要があるときをいう。

この場合において、質問の内容及び検査の方法等は、財産の状況等を明らかにするために必要であると認められる範囲内に限られる。

□ 徴収職員が質問する場合には、口頭又は書面のいずれによっても差し支えない。

ハ 検査は、滞納者等に対して財産に関する帳簿書類の呈示を求めて行われる。

なお、平成14年の改正によりこの帳簿書類に電磁的記録が含まれることになった。

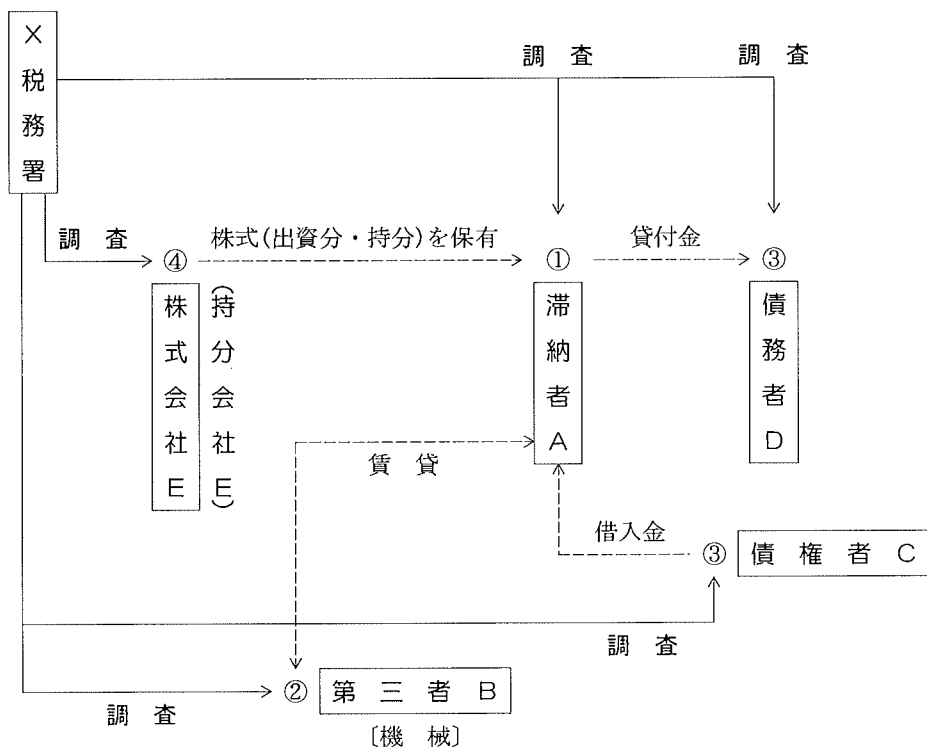
二 検査は、搜索の場合と異なり、時間制限はないが、特定の場合を除き、搜索の場合の時間制限に準ずる取扱いがされている。

ホ 滞納者の財産を占有する第三者とは、正当な権限の有無にかかわらず、滞納者の財産を自己の占有に移し、事実上支配している第三者をいう。

ハ 「相当の理由がある」場合には、滞納者の陳述、帳簿書類の調査、伝聞調査等により滞納者の財産を占有し、又は滞納者と債権債務の関係を有し、若しくは滞納者から財産を取得したと認められる場合が含まれる。

ト 滞納者が株主又は出資者である法人とは、滞納者が株主である株式会社又は滞納者が出資者である合名会社、合資会社、各種協同組合、信用金庫、人格のない社団等をいう。

【図 解】



- ① 滞納者 A
住所、氏名、年齢、職業、滞納の経緯及びその因果関係等を調査する。
- ② 滞納者 A の財産を占有する第三者
滞納者 A の財産(機械)を占有するに至った経緯及び理由等を調査する。
- ③ 滞納者 A に対して債権、債務がある者
 - ・ 滞納者 A の債権者 C に対する借入金の状況等を調査する。
 - ・ 滞納者 A の債務者 D に対する貸付金の状況等を調査する。
- ④ 滞納者 A が株主又は出資者である法人 E
滞納者 A が実際に保有する株式又は出資の持分割合を調査する。



参 考 ～質問等に対する拒否及び罰則～

質問及び検査は任意調査であるから、正当な理由があれば拒否できる。しかし、下記のような者に対しては、罰金を処することになる。

次のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金に処する。

- イ 質問及び検査の規定による徴収職員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者
- ロ 質問及び検査の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は当該検査に関し偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示した者

質問及び検査は、任意調査であるから、正当な理由があれば拒否できるが、滞納処分のため必要があるときにおいて行う徴収職員の質問及び検査に対する権限等につき、その受忍義務違反者に対して一定の刑罰を科すこととしたものである。

1-2 捜 索

■ 捜 索

捜索の権限は、捜索を受ける者の意思に拘束されない強制調査であり、非常に強力な権限である。

2 捜索の権限及び方法

(1) 捜索の権限（法142）

- ① 徴収職員は、滞納処分のため必要があるときは、滞納者の物又は住居その他の場所につき捜索することができる。
- ② 徴収職員は、滞納処分のため必要がある場合には、次のいずれかに該当するときに限り、第三者の物又は住居その他の場所につき捜索することができる。
- イ 滞納者の財産を所持する第三者がその引渡しをしないとき。
- ロ 滞納者の親族その他の特殊関係者が滞納者の財産を所持すると認めるに足りる相当の理由がある場合において、その引渡しをしないとき。

イ 「滞納処分のため必要があるとき」とは、滞納処分のため必要があるときをいい、差押財産の引揚げ、見積価額の評定等のため必要があるときも含まれる。

ロ 捜索できる「物」には、滞納者又は滞納者の財産を所持している者が使用し、若しくは使用していると認められる金庫、貸金庫、たんす、書箱、かばん、戸棚、衣装ケース、封筒等がある。

（注）貸金庫については、滞納者が銀行等に対して有する貸金庫の内容物の一括引渡請求権を差し押さえることもできる。

ハ 「その他の場所」とは、捜索の相手方が使用し、若しくは使用していると認められる住居、事務所、営業所工場、納屋、倉庫等の建物のほか、間借り、宿泊中の旅館の部屋があり、また建物の敷地はもちろん、船舶、車両等で通常人が使用し、又は物が置かれるものが含まれる。

ニ 「所持」とは、物が外観的に直接支配されている状態をいい、時間的継続及びその主体の意思を問わない（大正3. 10. 22大判）。

ホ 「引渡しをしないとき」とは、滞納者の財産を所持している者が、その財産を現実に引き渡さないときをいう。引渡命令を受けた者又は保管する者が引渡しをしないときに限られない。

ヘ 徴収職員が滞納処分の為捜索を行う場合には、令状は必要とされない。

(2) 搜索の方法（法142③）

徴収職員は、上記(1)の搜索に際し必要があるときは、滞納者若しくは第三者に戸若しくは金庫その他の容器の類を開かせ、又は自らこれらを開くため必要な処分をすることができる。

徴収職員が開くのは、滞納者又は第三者が徴収職員の開扉に応じないときや、不在のとき等やむを得ないときに限られる。

3 搜索の時間制限（法143）

(1) 原 則

滞納処分による搜索は、日没後から日出前まではすることができない。

(2) 例 外

① 日没前に着手した搜索は、日没後まで継続することができる。

② 旅館、飲食店その他夜間でも公衆が出入りすることができる場所については、滞納処分の執行のためやむを得ない必要があると認めるに足りる相当の理由があるときは、上記(1)にかかわらず、日没後でも、公開した時間内は、搜索することができる。

イ 「日出」又は「日没」とは、太陽面の最上点が地平線に見える時刻を標準とするものであって、その地方の暦の日の出入りをいう。

ロ 「その他夜間でも公衆が出入りすることができる場所」には、次に掲げるもの等がある。

(イ) ナイトクラブ、バー及びキャバレー

(ロ) 映画館、演劇場その他の興行場

ハ 「滞納処分の執行のためやむを得ない必要があると認めるに足りる相当の理由があるとき」とは、例えば、搜索の相手方が夜間だけ在宅又は営業し、あるいは、財産が夜間だけ蔵置されている等の事情が明らかである場合又は滞納者が海外に出国することが前日に判明した場合等滞納処分のためやむを得ない必要があると認めるに足りる相当の理由がある場合をいう。

ニ 「休日の搜索」については、特に法律上の制限はないが、休日において個人の住居に立ち入って行う搜索は、特別な必要性が生じない限り行わないという取扱いがされる。

ホ 「公開した時間内」は、営業時間内に限られない。

4 立会人（法144）

徴収職員は、搜索をするときは、次に掲げる者を立ち合わせなければならない。

- (1) その搜索を受ける滞納者若しくは第三者又はその同居の親族若しくは使用人その他の従業者で相当のわきまえのあるもの
- (2) 上記(1)に掲げる者が不在であるとき、又は立会に応じないときは、成年に達した者二人以上又は市町村長の補助機関である職員若しくは警察官

イ 立会人を置くべき場合

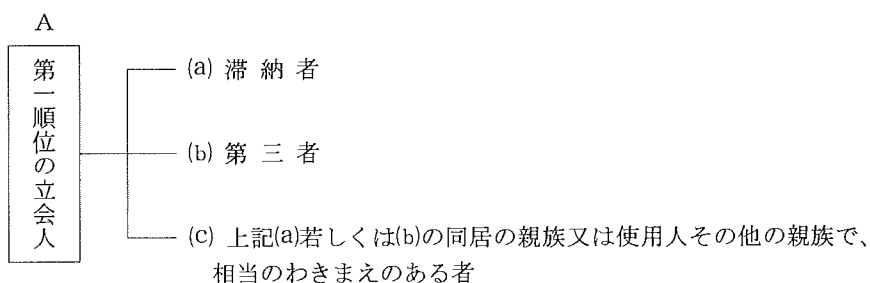
法第144条の「搜索」とは、法第142条の(搜索の権限及び方法)の規定による搜索処分をいい、搜索をする場合には、必ず立会人を置かなければならないが、搜索を必要としない不動産その他の財産の差押えに当たっては、立会人を必要としない。

ロ 「親族」とは、6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族をいう(民725)。

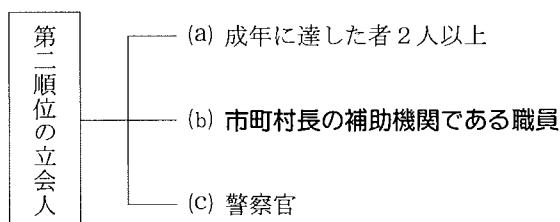
ハ 「同居の親族」とは、生計を一にするかどうかは問わない。

ニ 「使用人その他の従業者」とは、事務員、工員等、滞納者又は第三者との雇用契約等に基づき従事している者をいう。

ホ 「市町村長の補助機関である職員」とは、搜索をする場所の所在する市町村(特別区を含む。)の職員をいい、都道府県の職員は該当しない。



B（上記Aが不可能な場合）



5 出入禁止（法145）

徴収職員は、搜索、差押え又は差押財産の搬出をする場合において、これらの処分の執行のため支障があると認められるときは、これらの処分をする間は、次に掲げる者を除き、その場所に入出入りすることを禁止することができる。

- (1) 滞納者
- (2) 差押えに係る財産を保管する第三者及び上記2の搜索を受けた第三者
- (3) 上記(1)又は(2)に掲げる者の同居の親族
- (4) 滞納者の国税に関する申告、申請その他の事項につき滞納者を代理する権限を有する者

イ 「出入りすることを禁止することができる」とは、(イ)徴収職員の許可を得ないで搜索、差押処分又は差押財産の搬出を行う場所への出入りすることを禁止すること、(ロ)前述(イ)の場所にいる者を退去させることができることである。また、出入禁止をした場合には、掲示、口頭等の方法によりその旨を明らかにする。

ロ 「滞納者を代理する権限を有する者」とは、例えば、税理士・弁護士・納税管理人等である。

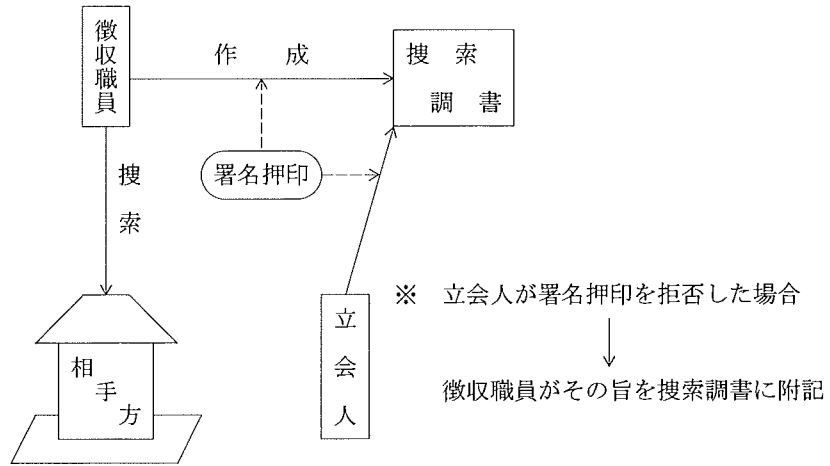
6 搜索調書の作成（法146）

- (1) 徴収職員は、搜索したときは、搜索調書を作成し、その謄本を搜索を受けた滞納者又は第三者及びこれらの者以外の立会人に交付しなければならない。
- (2) 上記(1)の規定は、差押調書を作成する場合には、適用しない。この場合においては、差押調書の謄本を上記(1)の第三者及び立会人に交付しなければならない。

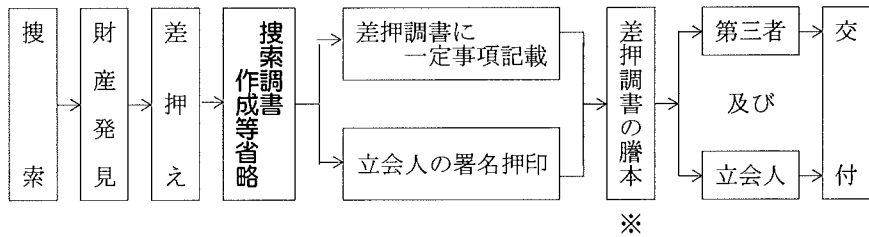
イ 立会人の署名押印

搜索調書を作成する場合には、搜索調書に立会人の署名押印を求めなければならないが、また立会人が署名押印をしないときは、その理由を搜索調書に附記しなければならない。

ロ 捜 索



ハ 捜索した結果、財産を発見して差し押さえた場合



ニ 捜索調書を作成しない場合

法第54条《差押調書》の規定により差押調書を作成する場合には、法第146条第1項の規定による捜索調書の作成及び同条第2項の規定による謄本の交付の必要はない（法第146条第3項前段）。この場合において、差押調書の謄本を捜索を受けた第三者及びその第三者以外の立会人があるときは、その立会人に交付しなければならない（法第146条第3項後段）。

※ 財産の調査における共通事項

7 身分証明書の呈示等（法147）

- (1) 徴収職員は、質問、検査又は搜索をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを呈示しなければならない。

(2) 質問、検査又は搜索の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

イ 「関係者」とは、質問・検査又は搜索を受ける者をいうが、出入禁止を受けた者、搜索の立会人等これらの処分に直接関係を有する者から請求があった場合においても身分証明書を呈示する。

ロ 関係者が身分証明書の呈示を求めず、搜索等に応じたときは、その提示がなくてもその処分は違法ではないが、関係者が身分証明書の呈示を求めたときは、それを呈示しなければその処分を執行することができない。

8 官公署等への協力要請（法146の2）

徴収職員は、滞納処分に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、その調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

イ 「滞納処分に関する調査について必要があるとき」とは、滞納者の所在調査等を含め滞納処分に関し調査が必要と認められるときをいい、滞納者の財産調査が必要と認められるときに限られない。

ロ 「帳簿書類」には、その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合におけるその電磁的記録を含む。

ハ この規定は、協力要請の相手方である官公署等に協力義務を課するものではなく、また、守秘義務を解除するものでもない。



参 考 ～搜索調書～

別紙第11号書式

搜 索 調 書										
○年○月○日										
税 務 署 官 氏 名 ㊦										
下記の滞納国税及び滞納処分費につき滞納処分のため、下記のとおり搜索しましたので、国税徴収法第146条第1項の規定により、この調書を作ります。										
滞納者	住 所					氏名又は 名 称				
滞 納 国 税 等	年 度	税 目	納 期 限	本 税	加 算 税	加 算 税	延 滞 税	利 子 税	滞納処分費	備 考
				円	円		法律による金額 円	円	法律による金額 円	
搜索した場所 又は 物										
搜索した 日 時		年 月 日 午 前 時 から 午 前 時 まで 後 後								
備 考										
(立会人の署名押印)										

！ここを覚えろ

財産の調査のポイント

(1) 権 限

① 質問・検査

強制力のない任意調査

② 捜 索

捜索を受ける者の意思に拘束されない強制調査

(2) 要 件

① 質問・検査

滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるとき

② 捜 索

滞納処分のため必要があるとき

(3) 相手方

① 質問・検査

イ 滞納者

□ 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足る相当の理由がある第三者

ハ 滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足る相当の理由がある者

ニ 滞納者が株主又は出資者である法人

② 捜 索

イ 滞納者

□ 滞納者の財産を所持する第三者がその引渡をしないときの第三者

ハ 滞納者の親族その他の特殊関係者が滞納者の財産を所持すると認めるに足る相当の理由がある場合において、その引渡をしないときの親族その他の特殊関係者

参 考 ～財産の調査～

Q あなたの住所、氏名、年齢、職業をお聞かせ下さい。

A 豊島区目白〇-〇-〇 T A C太郎 55才 A株式会社代表取締役です。

Q 代表取締役になったのはいつですか。

A 平成〇〇年9月15日です。

⋮

Q あなたが代表取締役になってから工場を建てたことがありますか。

A 平成〇〇年1月に甲組立工場を建てました。

Q 建築費用はどのくらいかかりましたか。

A 1億5,000万円かかりました。

Q その費用はだれが支払いましたか。

A 会社が自己資金で6,000万円出しまして、残りの9,000万円は会社が〇〇銀行から借入れました。

Q 領収証がありますか。

A あります。これがその領収証です。

⋮

Q 建築するについて、B会社と契約書を取りかわしましたか。

A 取りかわしました。これがそうです（ここでB会社との間の「建築工事請負契約書」を提示した。）。

Q 領収証と契約書の写しをいただけますか。

A はい。

Q 甲工場の保存登記をしましたか。

A □□さんに依頼して登記をしましたが、□□さんが誤って私個人の名義で登記をしてしまいました。

Q だれの名義で登記をすればよかったのですか。

A A会社の名義で登記しなければならないわけです。

Q それはどういうわけですか。

A A会社のものでからです。

財産の調査

Q 現在は誰の名義になっていますか。

A □□さんに表示変更を依頼してありましたが、□□さんが平成〇〇年×月に死亡したため、私の名義になったままです。

⋮

Q 会社の財産目録にのせていますか。

A 会社財産として財産目録にのせていますし、減価償却もしています。

Q 甲工場の固定資産税はだれが納めていますか。

A 実際は、会社が納めています。

Q 会社のものなら会社の名義にすべきですね。

A その通りです。税務署でしてもらっても構いません。

Q 税務署でする場合は、あなたの承諾書が必要です。承諾書をいただけますか。

A わかりました。

⋮

トレーニング

<今回の学習内容>

第1回講義 使用ページ
問題1～11

テーマ0 国税徴収法のアウトラインと通則

問題1 国税徴収法の目的

国税徴収法の目的について解答欄の（ ）内に適当な言葉を埋めなさい。

この法律は、国税の滞納処分その他の徴収に関する手続きの執行について必要な事項を定め、（ A ）を図りつつ、国民の（ B ）を通じて（ C ）することを目的とする。

問題2 国税の納税義務の成立

次に掲げる場合の、国税の納税義務の成立時期について答えなさい。

- (1) 申告納税による所得税
- (2) 3月31日決算の法人が1月31日に支払った税理士報酬に対する源泉所得税
- (3) 3月31日決算の法人の法人税
- (4) 4月10日に相続の発生があり11月20日に財産を取得した場合の相続税
- (5) 3月31日決算の法人（電気機器小売業）の消費税

【解 答】

- A 私法秩序との調整
- B 納税義務の適正な実現
- C 国税収入を確保

【解 答】

- (1) その年12月31日
- (2) その所得の支払いの時（本問においては1月31日）
- (3) 事業年度終了の時（本問においては3月31日）
- (4) その財産の取得の時（本問においては11月20日）
- (5) その商品（課税資産）の販売の都度

問題 3 国税の確定・その 1

国税の確定手続きにつき解答欄の（ ）内に下記語群から適当な言葉を選びなさい。

納税者甲は、平成16年度申告所得税について平成17年 3 月15日に（ A ）を提出したが、後日その申告税額が過少であることに気づいたため（ B ）を提出した。

納税者乙は、平成16年度申告所得税について平成17年 5 月15日に（ C ）を提出したが、後日その申告税額が過大であったため（ D ）をし、税務署長はその（ D ）に基づき（ E ）処分をした。

税務署長は、納税者丙の平成15年度申告所得税（申告済み）につき調査したところ申告税額が過少であったため、（ F ）処分をし、更に平成16年度申告所得税について未だ申告書の提出がないためその調査によりその税額等の（ G ）処分をした。

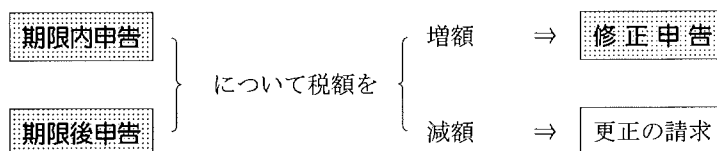
語 群： 期限内申告書、期限後申告書、修正申告書、増額の更正、
減額の更正、更正の請求、成立、決定、督促、差押え

【解 答】

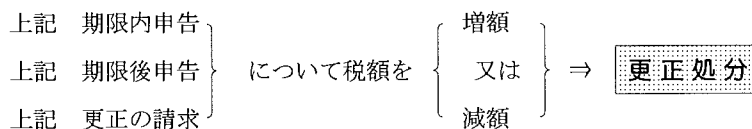
- A 期限内申告書
- B 修正申告書
- C 期限後申告書
- D 更正の請求
- E 減額の更正
- F 増額の更正
- G 決定

～申告納税方式による国税の確定手続き～

【納税者が行う確定手続き】



【税務署長が行う確定手続き】



納税申告書の提出がないため ⇒ 決定処分

 の部分が確定手続きになる。更正の請求については、その請求に基づき税務署長が減額更正をする。（増額更正はありえない。更正をすべき理由がない旨を請求者に通知。）

問題 4 国税の確定・その 2 (研究)

次に掲げる場合の、国税の納税義務の確定時期と誰がその手続きをとるかについて答えなさい。

- (1) 3月10日に期限内申告をした申告所得税
- (2) 上記(1)の申告につき修正申告をした所得税
- (3) 上記(2)の修正申告につき賦課決定された過少申告加算税
- (4) 契約書作成の際にちょう付した印紙税
- (5) 上記(4)の印紙につき不消印だったことによる過怠税

問題 5 滞納処分の定義

次に掲げる文章は、ある言葉の定義です。その文章の（ ）内に下記語群から適当な言葉を選び文章を完成させるとともに、その文章が何の言葉の定義なのかを答えなさい。

- (1) 納期限までに納付されない国税は、（ A ）となり、（ B ）が行われるのが原則である。この（ B ）をしてもなお、納税されない場合に滞納処分が開始されることになる。
- (2) 原則として（ B ）後一定期間を経過した後に滞納者の財産を（ C ）するための前提手続きとして、その財産の処分を禁止するために行われる。
- (3) 差押えた財産は、（ D ）によって強制的に売却される。
- (4) 差押え財産の換価代金等は、差押国税その他一定の債権に（ E ）し、残余があれば（ F ）に交付する。

語 群：滞納処分、滞納者、強制執行、滞納国税、差押国税、
配当、督促、換価、差押え、債権者

【解 答】

- (1) 納税者がその申告書を提出した日（本問においては3月10日）
- (2) 納税者がその修正申告書を提出した日
- (3) 税務署長がその国税の賦課決定をした時
- (4) その契約書（課税文書）作成の時に自動的に確定する
- (5) 税務署長がその国税の賦課決定をした時

～国税についての納付すべき税額の確定の方式～

申告納税方式 ⇒ 納税者のする申告により確定。納税者の申告がない場合または誤りがあった場合に限り税務署長が確定。

Ex. 申告所得税、法人税、消費税、相続税、贈与税等

賦課課税方式 ⇒ 税務署長が確定。

Ex. 各種加算税、過怠税等

自動確定 ⇒ 課税要件である事実が明白で税額の計算が容易であるため納付すべき税額の確定手続きを要しない。（成立と同時に確定。）

Ex. 源泉所得税、自動車重量税、ちょう付する印紙税、延滞税等

【解 答】

- (1) 「督促」の定義である。
 - A 滞納国税
 - B 督促
- (2) 「差押え」の定義である。
 - B 督促
 - C 換価
- (3) 「換価」の定義である。
 - D 換価
- (4) 「配当」の定義である。
 - E 配当
 - F 滞納者

テーマ 1 財産の調査

問題 6 質問検査

次に掲げる者の中から徴収職員が財産の調査をする際に、質問又は検査をすることができる者について選りなさい。

- (1) 滞納者
- (2) 滞納者が法人である場合の使用人
- (3) 滞納者の配偶者
- (4) 滞納者の宝石を占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者
- (5) 滞納者が株主である法人
- (6) 滞納者の不動産を賃借していると認められる者

問題 7 搜索の時間制限

搜索の時間制限の原則を述べるとともに、次に掲げる場合の内、搜索の時間制限の例外として正しいか否かについて述べなさい。

- (1) 日没前に搜索を開始し日没後においてもそのまま滞納者に無許可のまま搜索を継続した。
- (2) 日没後において搜索を着手したためそのまま継続した。

【解 答】

- (1) 滞納者
- (4) 滞納者の宝石を占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者
- (5) 滞納者が株主である法人
- (6) 滞納者の不動産を賃借していると認められる者

徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に対し質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類（電磁的記録によるものを含む。）を検査することができる。

- ① 滞納者
- ② 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者
- ③ 滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者

従って、例えば(6)の場合、滞納者の不動産を賃借していると認められる者すなわち、滞納者に対して未払地代家賃があると認めるに足りる相当の理由のある者に対し質問する事に留意する。

【解 答】

搜索の時間制限の原則：搜索は、日没後から日の出前まではすることはできない。

搜索の時間制限の例外として正しいか否か

- (1) 正
- (2) 否 → 旅館、飲食店その他夜間でも公衆が出入りすることができる場所については、滞納処分の執行のためやむを得ない必要があると認めるに足りる相当の理由があるときは、原則にかかわらず、日没後でも、公開した時間内は、搜索することができる。

問題 8 搜索の立会人

次に掲げる場合の内、搜索の立会人としてふさわしい場合について選びなさい。

- (1) 滞納者の住居等の搜索につき滞納者を立ち会わせた。
- (2) 滞納者の住居等の搜索につき質問検査を受けた第三者を立ち会わせた。
- (3) 滞納者の住居等の搜索につき滞納者の同居の親族（別生計）で相当のわきまえのあるものを立ち会わせた。
- (4) 第三者の住居等の搜索につき滞納者を立ち会わせた。
- (5) 搜索を受ける滞納者やその同居の親族等が不在又は立ち会いに応じないため成人 1 名を立ち会わせた。

問題 9 出入禁止

徴収職員は、搜索の際に一定の者を除き、その場所に入出入りを禁止することができるが、その一定の者（出入りが認められる者）とは誰かを次に掲げる者の内から選びなさい。

- (1) 滞納者
- (2) 搜索を受けた第三者
- (3) 滞納者の使用人で相当のわきまえのあるもの
- (4) 滞納者から委任を受けた税理士、弁護士
- (5) 警察官

【解 答】

搜索の立ち会い人としてふさわしい場合

- (1) 滞納者の立ち会い
- (3) 滞納者の同居の親族

法142条第1項《滞納者の住居等の搜索》の規定による搜索の場合には、その搜索を受ける滞納者又は滞納者の同居の親族若しくは、滞納者の使用人その他の従業員をいい、同条第2項《第三者の住居等の搜索》の規定による搜索の場合には、その搜索を受ける第三者又はその第三者の同居の親族若しくは、その第三者の使用人その他の従業員を言う。

また法144条の「同居の親族」には生計を一にするかは問わない。

【解 答】

- (1) 滞納者
- (2) 搜索を受けた第三者
- (4) 滞納者から委任を受けた税理士、弁護士

問題10 搜索調書

徴収職員が搜索調書を作成した場合のその謄本の交付先について説明しなさい。

問題11 身分証明書の提示

徴収職員の名分証明書は、どのような場合に誰の請求によりしなければならないのか説明しなさい。

【解 答】

搜索を受けた滞納者又は第三者及びこれらの者以外の立会人に交付しなければならない。

【解 答】

徴収職員は、質問、検査又は搜索をするときに関係者の請求があったときは、身分証明書を呈示しなければならない。

身分証明書の呈示は、搜索のみならず質問、検査の場合にも要求されることに留意する。また、請求人は「関係者」としていることから出入禁止を受けた者等にも呈示する。

理論マスター

< 今回の学習内容 >

第 1 回講義 使用ページ

3 - 1 8

3-18 財産の調査

〔ランクB〕

1. 質問及び検査 (法141)

重要度◎

徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に対し質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類（電磁的記録によるものを含む。）を検査することができる。

- (1) 滞納者
- (2) 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者
- (3) 滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者
- (4) 滞納者が株主又は出資者である法人

2. 搜索の権限及び方法 (法142)

重要度◎

(1) 搜索の権限

- ① 徴収職員は、滞納処分のため必要があるときは、滞納者の物又は住居その他の場所につき搜索することができる。
- ② 徴収職員は、滞納処分のため必要がある場合には、次のいずれかに該当するときに限り、第三者の物又は住居その他の場所につき搜索することができる。
 - イ 滞納者の財産を所持する第三者がその引渡をしないとき。
 - ロ 滞納者の親族その他の特殊関係者が滞納者の財産を所持すると認めるに足りる相当の理由がある場合において、その引渡をしないとき。

(2) 搜索の方法

徴収職員は、上記(1)の搜索に際し必要があるときは、滞納者若しくは第三者に戸若しくは金庫その他の容器の類を開かせ、又は自らこれらを開くため必要な処分をすることができる。

3. 搜索の時間制限 (法143)

重要度◎

(1) 原則

搜索は、日没後から日出前まではすることができない。

(2) 例外

- ① 日没前に着手した搜索は、日没後まで継続することができる。

- ② 旅館、飲食店その他夜間でも公衆が出入りすることができる場所については、滞納処分の執行のためやむを得ない必要があると認めるに足りる相当の理由があるときは、上記(1)にかかわらず、日没後でも、公開した時間内は、捜索することができる。

4. 捜索の立会人 (法144)

重要度◎

徴収職員は、捜索をするときは、次に掲げる者を立ち合わせなければならない。

- (1) その捜索を受ける滞納者若しくは第三者又はその同居の親族若しくは使用人その他の従業者で相当のわきまのあるもの
- (2) 上記(1)に掲げる者が不在であるとき、又は立会に応じないときは、成年に達した者二人以上又は市町村長の補助機関である職員若しくは警察官

5. 出入禁止 (法145)

重要度◎

徴収職員は、捜索、差押え又は差押財産の搬出をする場合において、これらの処分の執行のため支障があると認められるときは、これらの処分をする間は、次に掲げる者を除き、その場所に入出入りすることを禁止することができる。

- (1) 滞納者
- (2) 差押えに係る財産を保管する第三者及び上記2の捜索を受けた第三者
- (3) 上記(1)又は(2)に掲げる者の同居の親族
- (4) 滞納者の国税に関する申告、申請その他の事項につき滞納者を代理する権限を有する者

6. 捜索調書の作成 (法146)

重要度◎

- (1) 徴収職員は、捜索したときは、捜索調書を作成し、その謄本を捜索を受けた滞納者又は第三者及びこれらの者以外の立会人に交付しなければならない。
- (2) 上記(1)の規定は、差押調書を作成する場合には、適用しない。この場合においては、差押調書の謄本を上記(1)の第三者及び立会人に交付しなければならない。

7. 身分証明書の呈示等 (法147)

重要度○

- (1) 徴収職員は、質問、検査又は捜索をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを呈示しなければならない。
- (2) 質問、検査又は捜索の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

8. 官公署等への協力要請（法146の2）

重要度○

徴収職員は、滞納処分に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、その調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。